

「門前払い」は社会にも不幸／欠格条項

2000年10月5日 朝日新聞・社説

耳が遠い人、聞こえない人に、救世主のように思われている病院が琵琶湖のそばにある。

耳の不自由な人は病状を訴えるのも説明を受けるのも難しい。気後れして受診をためらい、手遅れになりがちだ。そこで、この病院では、七年前から「聴覚障害者外来」を開いた。

耳の不自由なベテラン医師が手話や筆談で診察し、スタッフも手話を勉強した。同じ障害をもつ医師だけに、患者の気持ちをよくわかってくれると評判だ。

だが、この行為、実は法律違反に問われかねない。

おおっぴらになれば、30歳で聴覚障害になったこの医師は、医師免許を取り上げられてしまうかもしれない。

六法全書では、医師法第3条に「絶対的欠格事由」というものものしい表題がついている。「未成年者、成年被後見人、被保佐人、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない」

こんな問答無用の門前払いは、国際的には時代遅れだ。福祉については後進国といわれる米国でも、1990年に「障害をもつアメリカ人法（ADA）」が成立し、障害や病気を理由にした差別は禁止された。

日本を最近訪れた米国のキャロリン・スターンさんは、幼いときからの重度の難聴だが、手話通訳などの支援を受けて医学部を卒業し、同僚と診療所を開いて2500人の健康管理をしている。

聴診器より正確に心音を診断できる機器やパソコン、手話のできるスタッフの支援があるので、患者の七割は耳の聞こえる人々だという。

日本でも、93年に「障害者基本法」が成立し、「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」という基本理念を掲げた。

にもかかわらず、いまもって医師法の規定は改正されない。それだけでなく、「障害者の欠格条項をなくす会」の調べでは、同じような欠格条項をもつ法律は、道路交通法や公営住宅法など200を超えるという。

朗報もある。

後藤久美さんは薬科大学を卒業し、薬剤師の国家試験に一度でパスしたのに、欠格条項に阻まれて夢を閉ざされた。それを知った日本薬剤師会は、「聴覚障害のある人にも薬剤師の国家資格を認めるべきだ」という見解をまとめた。

来春には薬剤師法の欠格条項の障害者に関する部分は廃止される見通しだ。

「できないからダメ」から「どうしたらできるか」へ。「なくす会」は、欠格条項について情報を集めた提言書「欠格条項にレッドカードを」をつくり、その表紙にこう記している。

この視点に立って、各方面にわたる欠格条項の廃止を進めたい。

日本薬剤師会の佐谷圭一会長は言う。

「手話のできない私より、後藤さんの方がずっと、わかりやすく正確に、耳の不自由な患者さんに薬の説明をできるし、患者さんの声も聞ける。そのことに気づいたのです」

欠格条項は、締め出された人だけでなく、締め出した社会にも不幸なのだ。